

鳥取県内の構造改革特区計画（現在活用中の計画一覧）

総合統括課

- 鳥取県でこれまでに認定された構造改革特区計画 全18件
- このうち、現在活用中(計画期間中)の計画 7件(一覧のとおり)

令和4年11月11日現在

| 策定主体 | 計画の名称 | 認定年月日 | 認定回 | 特区の概要 | 支援措置 |
|--------------|-----------------------------|-------------|------|--|----------------------------------|
| 倉吉市、湯梨浜町、北栄町 | 倉吉・湯梨浜・北栄ワイン特区 | 平成29年12月26日 | 第43回 | 酒類製造数量基準を満たすことができない事業者は県外の醸造業者に委託しているが、特例措置を活用しワイン・リキュール産業参入のハードルを下げることで特区内における醸造を可能にし、価値を高めた上質なワイン等の製造を促進する。これにより雇用創出、農業振興を図るとともに、歴史・文化施設等「地域らしさ」を持つ場所にワイナリーを構え、ワインツーリズムとして発展させることで観光振興に活用する。 | 特産酒類の製造事業 |
| 鳥取市、八頭町 | とつとり・やづ果実酒特区 | 平成28年3月30日 | 第39回 | 地域の特産である梨を用いた果実酒やぶどうを用いたワインを製造し、より付加価値を高めた有利販売に取組み、農家所得の向上と地域の活性化を図る。 | 特産酒類の製造事業酒類の製造事業 |
| 鳥取県 | 鳥取県児童発達支援センター安心安全給食特区 | 平成26年3月28日 | 第33回 | 鳥取県内の児童発達支援センターにおいて給食の外部搬入を認め、運営面における給食業務の負担を軽減することで、給食業務の効率化、安定化を図り、また児童発達支援センターの新規設立、療育の向上等を促し、地域における障がい児の支援充実を図る。 | 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業生活福祉 |
| 鳥取市 | 鳥取市五しの里さじどぶろく特区 | 平成26年3月28日 | 第33回 | 鳥取市のなかでも、中山間地域に位置する佐治町は、豊かな自然に囲まれた農村で、第一次産業の盛んな町である。しかし、近年は過疎化・少子高齢化の影響で、農業が衰退傾向にあり活性化対策が望まれている。佐治町の自然の恵みである、綺麗な清流で栽培された米を使用したどぶろく製造事業を核とした本事業計画は、本市が進める農家民泊・農業体験などのグリーンツーリズムへの取り組みとも協調することができ、これら事業の連携によって農業活性化と地域の自立力向上につながるものとなる。 | 特定農業者による特定酒類の製造事業 |
| 倉吉市 | 倉吉市蜂蜜リキュー特区 | 平成24年3月29日 | 第28回 | 的な動向と同じく、少子高齢化過疎化が進む本市において、中山間地域に限らず、旧市街地にあたる地域でも様々な諸問題が生じている。このような農業や自然などの地域資源を使った活性化を行えない地域においても、地域活性化の取組は必要である。そこでその中で、農地等を必要としない「養蜂」に着目し、蜂蜜を使って製造する蜂蜜リキューを特産品として育て、多くの方を地域に呼び込み活性化を図るための材料とする。また、特色ある地域づくりとして、市内外に広くPRすることで、観光客や交流人口、地域内の消費の拡大を見込む | 特産酒類の製造事業 |
| 伯耆町 | ほうき農村交流どぶろく特区 | 平成21年7月17日 | 第20回 | 伯耆町は、国立公園大山の景観等を活かした観光と肥沃な大山黒土を活かした農業が主要産業であるが、観光入込客数は近年減少傾向にあるほか、農業後継者不足や荒廃農地の拡大により農業生産力が低下している。また、中山間地域を中心に少子高齢化・過疎化が進行し、集落の共同作業やコミュニティにも支障をきたす集落が出現している。そこで、本特例措置を活用し、農家レストランや民宿へのリピーターの増加、酒米栽培を通した荒廃農地の防止、地域での新たな起業機会の創出等を図りながら、本町への交流・移住定住人口の増加を目指すとともに、本町が掲げる「共生と交流のまちづくり」の実現を目指す。 | ・特定農業者による特定酒類の製造事業 |
| 鳥取県 | 鳥取県温泉熱利用発電研究開発特区 ※計画実施せず | 平成18年7月3日 | 第11回 | 鳥取県には、温泉が多くあるが、各温泉ではかなりの量のお湯が活用されずに放流されており、これをクリーンな自然エネルギーとして有効活用することが期待されている。本特区における温泉熱を利用した研究開発用の小型発電設備について、電気事業法による工事計画書の届出義務等の規制を緩和することにより、大学・企業が連携して進める当該設備の研究・開発、実証試験を迅速かつ円滑に行い、その実用化を促進し、地球温暖化の防止や地域と連携した新たな産業の創出に繋げようとするものである。 | 研究開発用温泉熱利用発電設備の法定検査の手続不要化 |